

⑦スマート農業化による共同取組活動の省力化と鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 <small>おおさきの</small> 大崎野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 61.6ha (うち 46.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (61.6ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻	—	—	—
交付金額 1,447 万円	個人配分		13%
	共同取組 活動 87%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 役員報酬、研修会費等 その他	83% 1% 3%
	協定参加者		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	東加積地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者 (協定構成員) を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

本集落は、滑川市東部に位置しており、水稻を中心とした営農が行われている。平成13年度から本制度に取り組んでおり、営農組合を立ち上げ、法人化を目標に農業機械の共同化、農地の引き受けなどを行っている。

集落全体として高齢化や担い手不足が進んでいるため、第5期対策から生産性向上加算を活用し、自動給水栓の取り付けを進め、スマート農業化を図ることで、農作業の省力化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

第5期対策以前から、共同で使用する色彩選別機やコンバインなどの農作業用の機械を購入し、農作業の省力化に取り組んでおり、第5期対策から、生産性向上加算を活用し、自動給水栓の取付工事を行い、スマート農業化を進めている。これにより、離れた場所から田の水管理が可能となり、見回り等の負担軽減が図られている。

また、イノシシなど野生鳥獣による農作物被害が近年増えてきていることから、野生鳥獣の通行、潜伏箇所とならないよう周辺林地の竹林や雑木の伐採を行っている。



自動給水栓による管理



周辺林地の竹林等の伐採

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保



将来像を実現するための活動目標

- 集落営農組合を整備拡充し法人化をする。
- 農業生産活動がとどまることが無いよう営農組織を充実発展させる。
- 共同取組活動の省力化を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田61.6ha)
個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路1.7km
年2回清掃、草刈り
- ・ 道路7.5km
年8回草刈り、簡易補修

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.5ha、年1回)
周辺林地の竹林等の伐採
共同取組活動

地場農産物の生産
そば(約5ha)
共同取組活動

自動給水栓により、水管理の
時間を短縮し、見回りの負担
を軽減する。

農業生産活動の体制整備

水路、農道等の改修・改良
共同取組活動

生産性向上加算
自動給水栓の取付工事
共同取組活動

機械農作業の共同化
(コンバイン等の共同利用)
共同取組活動

耕作放棄されそうな農用地
について、集落内外の担い
手農家等による利用権の設
定等や農作業の委託
共同取組活動

4. 今後の課題等

令和6年度までに自動給水栓を約70箇所設置し、引き続き共同取組活動の省力化を図るとともに、持続可能な体制の強化、営農組合の充実・発展のためには、若年層を含めた担い手の確保及び育成が必要である。

また、鳥獣被害が年々拡大してきていることから、電気柵等の設置などの対策を図る必要がある。

これまでの主な成果

- 生産性向上加算を活用し、自動給水栓による水管理を行うことで、スマート農業化を推進
- 自動給水栓の設置：25箇所（R2～R3）
- 野生鳥獣の通行、潜伏箇所とならないよう周辺林地の竹林や雑木を伐採
- 令和3年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞受賞

⑧生産性向上加算を活用した農用地管理の省力化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 <small>ほその</small> 細野 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 54.2ha (うち 54.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (54.2ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻	—	—	—
交付金額 1,003 万円	個人配分		1%
	共同取組 活動 99%	防草ネット対策費 農道・水路の維持管理・改修費 役員報酬等 荒廃地防止対策費	73% 20% 5% 1%
協定参加者	農業者 46 人、非農業者 14 人 (認定農業者、(農) 細野鉢伏農産及び、(農) 菟谷実践組合が協定農用地の約 9 割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	菟谷地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

南砺市の北東部に位置する当集落では、高齢化等により農地の維持管理が困難となってきたことから、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

これにより、農業機械や農道舗装、水路の補修等の条件整備を進めてきたが、近年は有害鳥獣による被害の増加に加え、集落内の高齢化や、急勾配の圃場法面の草刈など農地等の維持管理に係る課題が懸念される。

3. 取組の内容

少子高齢化の進展により労働力の低下が懸念されたことから、平成 8 年に農事組合法人を設立し、米価の下落、生産調整の増加対策、大麦跡圃場の有効活用と水稻栽培が困難な圃場の荒廃を防ぐため、複合経営として野菜栽培に取り組んできた。また、圃場法面の草刈での労力軽減や事故発生防止を目的として、生産性向上加算を活用し、集落の協定農用地の法面に防草ネットを整備している。令和 6 年度までにおよそ 84,000㎡を整備する計画としており、令和 3 年度時点で約 49,700㎡が整備済みとなっている。



防草ネット張り



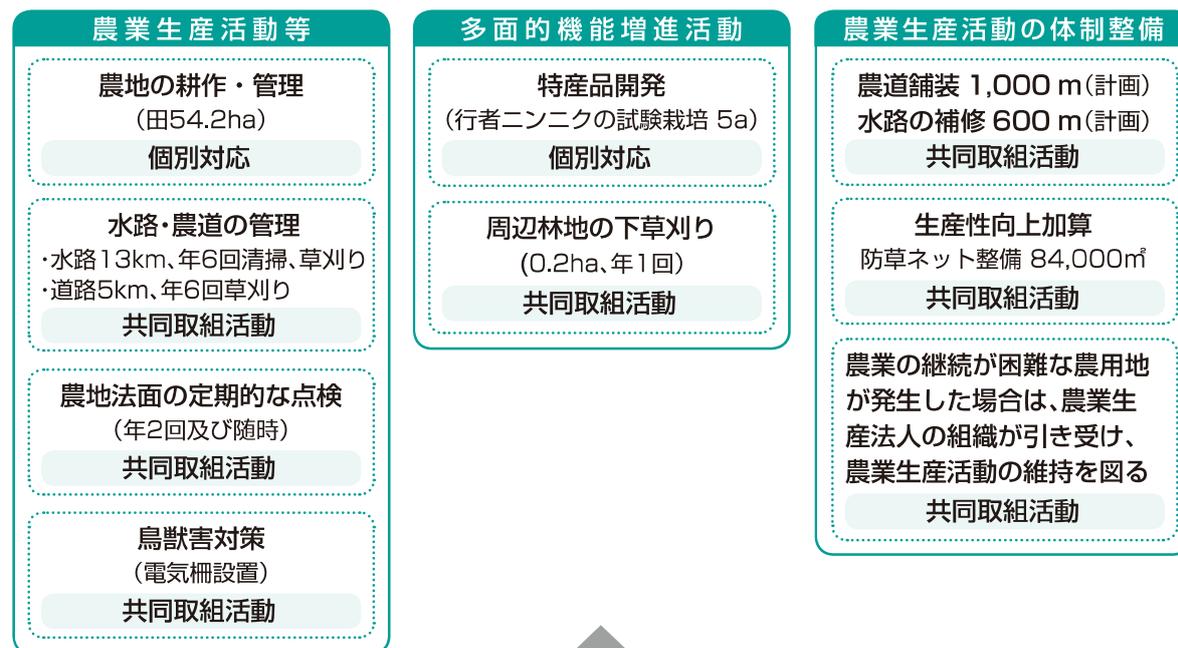
大かぶ収穫体験

集落の将来像

- 集落内外の農業生産法人による農業生産活動等の体制を整備する
- 協定参加者それぞれが、作物生産、加工、直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保する

将来像を実現するための活動目標

- 集落内の農事組合法人や個人経営者を一本化し、効率の良い生産体制を目指す



集落外との連携

- 集落外の方を対象に大かぶ収穫体験を行い、都市住民との交流を図っている。

4. 今後の課題等

高齢者世帯の増加により今後の農業維持が懸念されることから、後継者となる若い世代に集落に残ってもらえるような活力・魅力ある集落づくりを目指す。加えて、集落内の住民全員の健康維持・増進を目指し、安全で安心な生活を過ごせるように、令和4年度から集落機能強化加算を活用して集落内の体制整備を進める。

これまでの主な成果

- 細野集落協定
北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰 中山間地域等直接支払部門 (H30)
富山県農村振興・環境保全優良活動表彰 知事賞 (H30)
- 農事組合法人 細野鉢伏農産
富山県農業振興賞 米集団部門 (H10)
富山県農業振興賞 複合経営部門 (H23)
とやま地産地消優良活動表彰 (H26)
富山県産業経済部門(農林漁業分野)功労表彰 (H28)

⑨ 農作業の省力化に向けた取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	射水市 <small>たけはらちくのうちみずかんきょうほぜんかい</small> 竹原地区農地・水・環境保全会 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 4.4ha (うち 4.4ha で多面的機能支払を実施)			
田 (4.4ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 62 万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	41% 34% 19% 6%
協定参加者	農業者 11人		開始：令和 2 年度
人・農地プランの作成状況	櫛田地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

竹原集落は射水市の南西部丘陵地帯に位置し、主に水稻を栽培している。平成20年度より「竹原地区農地・水・環境保全会」を立ち上げ、農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農村環境保全活動を実施してきたが、令和元年度に櫛田地区が指定棚田地域の指定を受けたことにより、第5期対策（令和2年度）より本制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

本集落では、水路、農道の維持管理を始め、鳥獣被害防止のためのイノシシ檻、電気柵の設置・管理及び周辺林地の下草刈り等の活動を共同で行っている。また、生産性向上加算を活用し、維持管理の困難な急勾配の法面に防草シートを施工することで、維持管理に要する負担軽減に取り組んでいる。



周辺林地の下草刈り



急勾配な法面への防草シート

協議会の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築

将来像を実現するための活動目標

- 機械・農作業の共同化やサポート体制の充実
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 4.4ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 1.9km、年 2～3 回
清掃、草刈り
- ・道路 1.0km、年 3 回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策

- ・イノシシ檻の設置・管理
- ・電気柵の設置・管理
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.07ha、年 3 回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(共同で使用する草刈機の整備)

共同取組活動

生産性向上加算
(防草シートの施工)

共同取組活動

集落外との連携

- 隣接する山ノ谷地区の農用地を管理
- 隣接する山ノ谷地区及び梅木地区においてイノシシ檻を管理

4. 今後の課題等

今後も高齢化が進み、集落共同活動の維持が年々困難になることが想定されるため、生産性向上加算を活用した防草シートの施工等、更なる維持管理活動・農作業の省力化が課題となる。

また、令和元年度から拡大していた豚熱は沈静化しており、今後イノシシの生息数増加に伴う被害の再拡大が懸念される。

これまでの主な成果

- 防草シート 1,000㎡
- 共同使用草刈機 5台導入

⑩ 農業生産活動体制の維持と地域振興

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 ^{あくほ} 阿窪 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 14.9ha (うち 14.1ha で多面的機能支払を実施)			
田 (14.9ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻、麦、そば	—	—	—
交付金額 313万円	個人配分		98%
	共同取組 活動 2%	役員報酬、事務費等	2%
協定参加者	農業者7人		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	田家地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、黒部市中心街から南に約2.5 km、黒部平野を一望できる丘陵地帯に位置し、水稻を主体とした営農が行われている。当集落を含む田家地域は、急勾配農用地が数多く存在し、人口減少に伴う担い手不足など、就農意欲の減退や耕作放棄地の発生が懸念されていた。

平成 13 年度から知事特認指定のもと中山間地域等直接支払制度に取り組み、長年にわたり農地の保全活動を行うとともに、地域振興に貢献している。

3. 取組の内容

定期的な農地・水路・農道の点検、草刈や泥上げに加え、上流域に位置する集落とともに通水前の水路周辺の草木除去を実施している。休耕田の除草作業にはモアを活用し、作業の省力化を図っている。

また、地区内の生産組織が取り組んでいる休耕田を活用したそば生産に協力するとともに、生産したそばを使った「そば祭り」にも携わっている。



他集落と共同で水路から上げたゴミを除去



集落全体でそばを播種

協議会の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備
- 共同取組活動を通して荒廃農地の発生を防止し、農用地を維持管理していく

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支えあう持続可能な体制を維持
- 地域振興を図るため、休耕田を活用した地場農産物の生産

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 14.9ha)

個別対応

農地・水路・農道の管理
(草刈り、清掃)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

地場農産物の生産
・そば(約0.6ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

スマート農業の推進
・モアによる草刈(約1ha)

共同取組活動

鳥獣侵入防止柵の維持管理
(約2.1km)

共同取組活動

集落外との連携

- 春季の通水前には、水路上流部に位置する他地区の住民と共同で水路周辺の草木の除去や泥上げを行っている。
- 現在は解散しているが、旧田家・前沢地区中山間特認地域連絡協議会を通して情報交換を実施。
- 地区内の別組織が開催する「そば祭り」の運営に協力し、地域振興を図っている。

4. 今後の課題等

農家の高齢化や担い手不足等の課題を抱えているが、当面は集落協定参加者で協力し合い、農業生産活動等を維持していく。

これまでの主な成果

- モアを活用した管理を通じた荒廃農地の発生抑制(約1ha)
- 有害鳥獣電気柵の設置(約2.1km)
- 担い手による農地・水路・農道の点検
- 共同による畦畔・農道、水路の草刈り

⑪ 水源や農道の管理による集落農業の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 <small>こざいけ</small> 小在池 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
	協定面積 5.1ha		
田 (5.1ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 90万円	個人配分		48%
	共同取組 活動 52%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	25%
		農地の維持・管理	6%
		役員報酬、研修会費等 その他	20% 1%
協定参加者	農業者 9人、非農業者 1人		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	小在池地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

平成 12 年度、中山間地域等直接支払制度が創設された頃、当集落では農家の減少が相次ぎ、また、高齢化など様々な理由から耕作されない農地が増えつつあった。後継者不足もあり、集落としての機能の損失が懸念され、集落内で話し合った結果、耕作放棄地をなくし集落の活力低下を防ぐため、本制度に取り組むことになった。

3. 取組の内容

小在池集落は山麓にあることから、農業用水の確保が厳しい土地である。そこで、谷から水を引いた「美濃輪ため池」が古くから整備され、池の水が農業用水に利用されている。日差しが強い夏、この水は山際の水田にとって欠かせないものであり、集落農業の根幹を担っている。このため池は集落において重要な施設であり、非農家も含め、維持・管理にあたっている。

ため池までの農道の修繕や砂利舗装・草刈などの管理に加え、ため池周囲の斜面の草刈を共同取組活動として行っている。

また、所属する山崎地区において鳥獣害対策として実施する、山際の林地周辺を一斉に草刈する活動「かるさる大作戦」に参加するなど、積極的な活動を行っている。



ため池周囲の草刈



法面の維持管理

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 5.1ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 清掃、草刈り
・道路 草刈り
・ため池周辺 草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良
共同取組活動

集落外との連携

- 所属する山崎地区の山際一斉草刈活動「かるさる大作戦」に参加

4. 今後の課題等

他集落と同様に人口減少、農業従事者の高齢化による後継者不足の解消が大きな課題である。

後継者に引き継ぐことができる体制を整備するとともに、農作業の労力の軽減を図り、活動を維持する。

これまでの主な成果

- 農地・水路・農道の維持管理
- 荒廃農地の発生を防止

⑫ 集落全体で取り組む鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 <small>とうぞう</small> 東蔵 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.2ha (うち 11.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (11.2ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 89万円	個人配分		45%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	30%
		農地の維持・管理	30%
		役員報酬、研修会費等 その他	25% 15%
協定参加者	農業者 14人、特定農業法人		開始：平成 12年度
人・農地プランの作成状況	片貝地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

東蔵地区は、集落外からの中核農家が営農の一角を担っており、高齢化・過疎化を見据え、これら中核農家や地区内の農家が耕作できなくなった場合の支援体制を整え、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地保全に努めてきた。

以前からあった野生鳥獣による被害において、近年、イノシシによる水稻への被害が顕著になってきたことから、集落総意のもと耐雪型金網柵を設置する方針を決定した。

3. 取組の内容

地区の高齢化が進み、従来から行っている簡易電気柵設置や撤去にかかる身体的負担を軽減するため、令和3年から新たな対策として「耐雪型恒久金網柵」を設置する取り組みを開始。今後も恒久金網柵の設置を予定しており、集落全体で鳥獣被害の未然防止に努め、生産意欲を向上させることで、持続的な農業生産体制を構築していく。



恒久金網柵の設置



ヒマワリ作付け

集落の将来像

- 交付金を活用しながら畦畔、法面、水路等の管理を集落ぐるみで行っていく体制を強化するとともに、集落外からの中核農家や地区内の農家が耕作できなくなった場合の支援体制を整え、協定農用地の維持を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築
- 有害鳥獣被害対策の継続的な取り組み

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路5km 年2回清掃、草刈り
・道路9km、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年3回及び随時)
共同取組活動

鳥獣被害防止対策
・イノシシの捕獲
・電気柵の適正な維持管理
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてヒマワリ
を約0.1ha 作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
共同取組活動

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動及び集落外の担い手への農作業委託により、農業生産活動等の維持を図る
共同取組活動

集落外との連携

- 魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

高齢化による影響で、担い手に農地集積せざるを得なくなっている。今後の対策として、農地や水路の維持管理活動が過度に担い手に集中しすぎないように、適切な役割分担と集落機能の強化を図る。

これまでの主な成果

- 休耕田を活用した恒常的なヒマワリの作付け
- 鳥獣被害防止柵の設置 L=8,470m (電気柵 L=7,950m、耐雪型恒久金網柵 L=520m)

⑬ 集落一体で取り組む中山間農地の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 <small>しおあさ</small> 塩浅 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 8.3ha (うち 7.3ha で多面的機能支払を実施)			
田 (8.3ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 154 万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	46% 5% 6% 3%
協定参加者	農業者 9 人、非農業者 5 人、みつわ営農		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	梅檀山地域全域で作成中		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

塩浅集落協定は、砺波市の東南に位置し過疎化や農業者の高齢化等により、農地の維持管理が困難となってきたことから、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度に取り組み農地の保全を図っている。近年、イノシシ等の野生鳥獣による被害が拡大し、農業生産活動の継続に大きな影響を及ぼしている。

3. 取組の内容

本集落では、老朽化した用水路の補修や、ため池の泥上げ実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないように管理を行っている。

また、協定農用地への電気柵の設置によりイノシシ等の鳥獣対策を行っている。



ため池清掃



水路江ざらい

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- 電気柵設置で、有害鳥獣の侵入を防止することにより、住民の安全を保ち、安心して耕作を行える環境を維持する



将来像を実現するための活動目標

- 共同取組活動を通して荒廃農地の発生防止、農用地の維持管理を図る。
- 電気柵の点検・管理を協定参加者で継続して行く。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 8.3ha)

個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路4.0km、年2回清掃、草刈り
- ・道路2.0km、年2回草刈り
- ・ため池3箇所、年1回草刈り

共同取組活動

鳥獣被害防止対策

- ・電気柵の適正な維持管理

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 1 回共同作業)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業用施設の維持管理
水路、農道の補修

共同取組活動

4. 今後の課題等

高齢化に伴い離農者が増加している中、担い手不足・施設の維持管理・鳥獣被害等が課題となっている。

今後の集落について話し合いを重ね、持続可能な集落づくりをしていく必要がある。

これまでの主な成果

- 協定参加者が連携し水路、農道、ため池の適正な管理
- 鳥獣被害防止柵の設置

⑭ イノシシ侵入防止柵の新たな取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 ^{すやま} 須山 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.7ha (うち 11.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (11.7ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 182万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	14%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	16%
協定参加者	農業者 25人、非農業者 1人		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	白萩地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

上市町の東に位置する当集落は、農業者の高齢化や担い手不足を補い、農業生産活動等を通じて地域資源の保全を図るため、平成 12 年度から集落の共同活動に活用できる中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

今年度、イノシシ侵入防止対策として、耐雪型侵入防止柵 (L=120 m) 及びイノシシ侵入防止技術実証事業を活用した直置き型の簡易型テキサスゲート (幅 4440mm×奥行 2340mm (スロープ (740mm) 分を含む) ×高さ 121mm) を設置した。簡易型テキサスゲートの設置には、集落協定が中心となり、場所の選定、周辺の除草、柵の段差注意の啓発などを行った。その結果、設置箇所の山側周辺では、イノシシによる掘り返しが見られたが、通り抜けた形跡はなかった。

また、8月～12月の期間、イノシシの通り抜けがないかセンサーカメラを設置し実証したところ、簡易型テキサスゲートの手前までは来ているものの、通り抜けはしていないことが確認できた。



耐雪型侵入防止柵の設置



簡易型テキサスゲート周辺の除草

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えてサポート体制を維持する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 5 km、年 2 回清掃、草刈り
・道路 2 km、年 2 回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
電気柵・恒久柵の設置
L = 6 km
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.1ha、年 1 回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落戦略の作成
共同取組活動

集落外との連携

- 隣接集落と連携し、鳥獣被害防止柵の設置及び管理を実施している。

4. 今後の課題等

集落には中心的担い手がおらず、個人農家によって農業生産活動が行われており、イノシシ侵入防止柵の設置や水稻の共同防除などは地域住民で協力しながら取り組んではいるものの、高齢化が進み離農者も増加しているため、担い手の確保が急務である。

これまでの主な成果

- イノシシ侵入防止柵の設置 L=5,765m (電気柵 L=3,050m、恒久柵 L=2,715m)

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から20年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427

表紙の写真は、第11回「とやまの農山村写真展」受賞作品です。

中央：特別賞「コキアが色づく頃」（魚津市小菅沼）

左上：特別賞「共同作業」（富山市水橋）

右上：優秀賞「未来の担い手」（南砺市相倉）



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例